

(様式第 1 号)

諏訪市補助金等交付規則第 4 条関係

補助金等取扱基準

補助金等の名称	要約筆記すわかりん補助金
補助事業等の目標	講習・研修活動への支援をすることにより要約筆記通訳者・奉仕員を養成する。 (福祉団体への運営支援)
補助事業等の対象者	市内唯一の要約筆記ボランティア団体 要約筆記すわかりん
補助対象経費	ろうあ者、中途難聴者との交流会への参加経費及び要約筆記通訳資格取得を行うための勉強会などの事業活動費
補助金等の額及びその算定方法又は補助率	予算の範囲内において、24,000 円を上限とする。 【補助額が5万円未満、補助率が補助対象経費の1/2を超える場合の理由】 要約筆記団体が積極的に活動するためには少額といえども必要である。
補助事業等の評価	補助事業者からの実績報告書をもとに、担当部署により補助事業の効果を評価する。
補助事業等の開始時期	平成24年4月1日
補助事業等の終了時期	【終期が3年を超える場合の理由】 障害者福祉支援策として、3年を超え継続することが必要である。
情報の公表の方法等	補助事業者、補助金交付金額、評価内容等を諏訪市ホームページにて公表する
その他	
提出書類	諏訪市補助金等交付規則に定める様式は除く。
担当部署	諏訪市 健康福祉部 社会福祉課 障がい福祉係

平成 24 年 4 月 1 日 施行

令和 2 年 3 月 16 日 一部改正 (令和 2 年 4 月 1 日 施行)

令和 3 年 11 月 9 日 一部改正 (令和 3 年 11 月 9 日 施行)